

2021年12月8日

苫小牧市長 岩倉 博文 様

苫小牧退職者連合
会長 吉岡 幸吉

2021年度苫小牧市に対する要請書

日頃より市民生活の維持・向上に向け、ご尽力されていることに対し、心より敬意を表します。

さて、北海道・苫小牧は急速に進んでいる少子高齢化社会、人口減少問題など社会情勢の変化の先端地域となっており、2025年を展望して進められている効率的かつ質の高い医療・介護の一体的な地域ケアシステムの構築に向けて市町村を中心にした体制の強化が求められております。

政府は、2020年12月に全世代型社会保障の改革方針が閣議決定されました。社保審医療保険部会でまとめられた医療制度改革では、後期高齢者の医療費窓口負担について単身世帯で年収200万円以上の場合には2割負担が新設され、生活の困窮化や受診抑制による健康状態の悪化に懸念が広がりました。改革方針の全体を見ても、例えば待機児童対策の過半を事業主負担に頼り、残りは児童手当の縮小で捻出するなど、新たな財源確保の目途もなく既存の予算のやりくりで対処するという当面の場当たりの性格は否めません。

医療や年金のような従来型の社会保障に加え、子供の貧困、育児・介護、教育や住宅など格差社会が生み出した新しいリスクへの対応が迫られており、地域包括ケアシステムの拡充にも公助の役割が重要性を増しているにも関わらず、生活するに足りない年金や介護職員の待遇改善など喫緊の課題にも十分応えられない内容では、全世代の共倒れさえ憂慮される事態と言わざるを得ません。

社会保障の全般的な施策推進にあたっては、高齢者に対する思いやり、温もりの感じられる市政推進を強く求めたいと考えており、苫小牧市が進める医療計画、地域ケア構想は苫小牧市民の大きな期待です。

こうした観点から苫小牧退職者連合では、下記のとおり苫小牧市長に対する要請事項を取りまとめましたので、ご検討のうえ、2022年1月20日を目途にご回答をお願い申し上げます。

尚、国・道に対し意見反映を求める要請内容も多々あることをご理解願います。

I、年金保険制度の維持・改善

1、短時間労働者の被用者年金保険加入抜本的拡大

- ① 短時間労働者の被用者年金保険加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。企業規模要件は改正法の実施を繰り上げるとともに速やかに全面廃止すること。
- ② とりわけ、就職氷河期に遭遇しやむなく短時間労働に従事してきた団塊ジュニア世代の老後の貧困を防止するために、緊急に加入拡大対策を講ずること。

2、基礎年金保険料拠出期間延長

基礎年金保険料の拠出期間を現在の40年から45年に延長すること。

3、公的年金保険積立金の適正な管理・運用

公的年金保険積立金は、専ら被保険者の利益のために長期的視点で運用すること。国内最大級の機関投資家である GPIF は、運用にあたって厳格に「官製相場」への関与を排除すること。

II、医療制度について

1、公的皆保険の堅持

公的皆保険を堅持し、「混合診療」を拡大しないこと。

2、医療提供体制の整備

将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など、医療提供体制を合理的に整備すること。医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進は、医療費削減を主目的とせず、医療・介護連携を目指すこと。

3、新型コロナウイルス対策と公衆衛生

- ① コロナ禍に対処し、かつ今後の感染症に備えるための医療提供体制を整備するとともに、94年の地域保健法制定以降の公衆衛生行財政改革を再検証すること。
- ② 医療資源を見直し、直面する事態に対応できるよう体制を整備すること。
- ③ 感染拡大を防ぐため、安全性を確認したワクチンの速やかな摂取に尽力すること。

4、高齢者医療制度における医療費自己負担の在り方再検討

- ① 基本的に医療保険制度における応能負担は保険料算定段階のものとし、診療段階では必要に応じた給付とすること。
新たに設定された診療段階における「自己負担2割」の対象について、

今後改定しようとするときは受給者をはじめ関係者に対する十分な説明と合意を前提とすること。

- ② 高齢者医療自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、上記①との整合性、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性、など本質・実務上多くの問題があるため撤回すること。

Ⅲ、介護保険制度について

1、利用者負担を拡大しないこと

- ① 基本的に介護保険制度における応能負担は保険料算定段階のものとし、給付段階では必要に応じた給付とすること。
- ② 医療より長期にわたる介護保険利用の実態を踏まえ、利用者負担は原則1割を維持すること。3・2割負担の所得基準は当事者の利用抑制を起こさない水準とすること。

2、介護の社会化と被介護者・介護者の権利保障

介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに、家族介護支援事業を含め介護者に対する支援を体系的に整備すること。利用者・家族にとって不可欠な要介護1・2に対するサービスを地域支援事業に移行させないこと。

3、高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

- ① 貧困ビジネス化が危惧されている不安定で劣悪な居住型施設「未届有料老人ホーム」「無料低額宿泊施設」「宿泊付デイサービス」や「長期ショートステイ」「サ高住」等について正確に設置・運営実態を調査し、運営の透明化と利用者むけの事業者選択情報を公表するなど利用者の権利擁護のための施策を実施すること。
- ② 低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場の一つとして、養護老人ホームの機能と職員配置基準を改善し、量的な整備・拡充を図ること。
- ③ 小規模多機能型居宅介護等、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住支援策を拡充すること。

4、介護事業労働者の処遇改善

「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」のための処遇改善を実施すること。

全産業の平均を大きく下回る介護職員の賃金を改善するため、「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」を増額するとともに、非正規・時給職員を含めて介護事業所で働くすべての労働者に改善が及ぶ仕組みとす

ること。とりわけ、人材が不足している訪問介護従事者対策を急ぐこと。
また、介護分野賃金ガイドラインを策定すること。

IV、貧困・低所得者対策について

1、生活保護基準を切り下げないこと

生活保護基準は憲法第25条に基づく健康で文化的な生活を保障するに足るものとして、受給者の生活を直撃する再切り下げはしないこと。

2、自立支援方の実行ある運用

生活困窮者自立支援法に基づき、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実に実効ある事業を実施すること。

V、税制について

1、個人所得税

① 所得税の所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間金融所得の税率を引き上げること。

② 年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金の社会的性格及び応能負担原則を踏まえた一貫性である税制とすること。また、給与所得のある年金受給者の控除額の適正化を図ること。

2、消費税

① 将来世代に過大な負担を強要する財政運営を改め、社会保障の機能強化に要する安定財源として、不公平税制を是正した所得税・法人税との適切な分担のもと消費税率を改定すること。

② 消費税にかかわる低所得階層対策は、軽減税率導入案を撤回し最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」または「給付付き税額控除」を導入すること。

VI、地域公共交通の充実について

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障がい者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充実・整備すること。

1、国・自治体が一体となった取組みを進めること

交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性のある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。このため交通従事者代表の意見を十分に聴くなど、現場の実態に即した具体策を策

定し、街づくりと一体となった地域公共交通活性化・再生整備施策を推進すること。あわせてそのための所要の財源を確保すること。

2、運転免許証返納者の移動手段確保

事故防止の観点から運転免許証を返納した者が、社会生活に困難をきたすことのないよう、代わるべき移動手段を整えること。

3、交通事業者に対する安全対策の徹底

貸切りツアーバス等の重大事故により公共交通の重要な使命である安全・安心が揺らいでいる。交通事業者に対する監査体制や指導の強化など安全対策の徹底をはかるとともに、この間の交通分野の規制緩和が安全に与えた影響について検証すること。また、過労運転防止策の確立、法令違反に対する罰則規定の強化など、事故の根絶と安全輸送体制の確立に向けた抜本的な方策を講ずること。

VII、ジェンダー平等について

1、ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法に基づく「第5次男女共同参画基本計画」の充実を図り着実に実施し、社会制度・慣行の見直しをすること。

- ① ジェンダー平等の視点を学校・社会教育をはじめとする、あらゆる施策に反映させること。
- ② 性・ライフスタイルに中立な税・社会保障制度を確立すること。
- ③ あらゆる分野、特に政策・方針など意思決定の場に女性の参加を拡大すること。特に防災・復興に関する方針決定過程や、現場における女性の参画は必須であることから早急に対応すること。
- ④ 女性は非正規雇用者の割合が高いことが貧困の一因となっていることから、待遇改善と正規雇用への対応を図ること。